

Legal Networks

2015.10

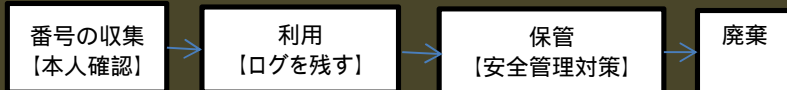
今月のトピックス

マイナンバー制度 part
改正 労働者派遣法(H27/9/30施行)
最低賃金について
10月の労務スケジュール

マイナンバー制度 part ～ 10月に通知カードが届きます～

今回で3回目となります「マイナンバー制度」。いよいよ今月10月から、個人への通知カード郵送による番号通知が始まります。

今回をマイナンバーシリーズの最終回とし、個人番号の「廃棄」の部分まで簡単に説明します。



前回は、個人番号を保管・利用する際には、技術的安全管理措置(外部からの不正アクセスの防止など)や、物理的安全管理措置(機器・電子媒体等の盗難防止、取扱い区域を区切るなど)の対策の必要性について触れました。

安全管理対策の一環として、番号の利用状況を確認するため、システムログまたは利用実績を記録することもガイドラインにおいて求められています。

いつ・誰が・何のために利用したのかを記録に残すのです。人的安全管理措置としては、個人番号取扱い事務担当者に対する「教育」・「監督」をしていくことが求められます。

そうして利用された個人番号が、利用目的の事務処理に必要ななくなった場合は、「廃棄」または「削除」しなければなりません。

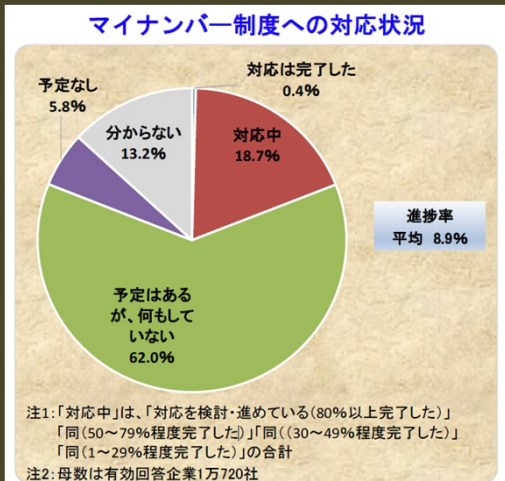
個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間、保存が義務づけられているものがあり、その期間が経過したものから番号が復元できないような方法で廃棄していきます。

紙の資料の場合は、シュレッダーで裁断したり、溶解処理サービスを活用する等の方法があります。溶解業者では、確実に溶解処理が行われたことを証明する「溶解処理証明書」も必要に応じて出してもらうことができます。

デジタルデータについても同様で、個人番号を削除できる仕組みの管理システムの採用を検討したり、データ管理していたパソコンのハードディスクを廃棄する場合は専門業者に物理的に破壊してもらうなどの対応が考えられています。

このように書いていくと、「ここまでやるの!？」というのが正直な感想だと思います。

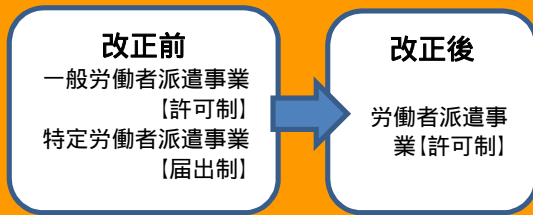
右図はH27.5月に帝国データバンクが行った意識調査ですが、「自社におけるマイナンバー制度への対応状況」について、「予定はあるが、何もしていない」企業が62.0%にのぼっています。「何から準備すればいいかわからない」というご担当者様、私共と一緒に今後の対応を考えていきましょう。



(帝国データバンク「マイナンバー制度に対する企業の意識調査」H27年5月)

労働者派遣法が改正されました。

9月30日、労働者派遣法が改正されました。施行日以降、一般労働者派遣事業(許可制)と特定労働者派遣事業(届出制)の区分は廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となります。(一部、経過措置があります。)



改正法は、企業が派遣労働者を受け入れられる期間(改正前は最長3年)を一定の手続きを経て延長できるとする一方、派遣労働者個人が同じ部署で働ける期間を3年までなどとするもの。派遣元(派遣会社)に対しては、派遣労働者のキャリアアップのための教育訓練などが義務付けられます。

最低賃金について

先月、お伝えしておりました最低賃金額について再度のお知らせです。

前は、記事作成時の暫定的金額を記載しておりましたので、正式決定されました金額を掲載いたします。

- 東京都: 907円(10月1日発効)
- 神奈川県: **905円**(10月18日発効)
- 千葉県: 817円(10月1日発効)
- 埼玉県: 820円(10月1日発効)

～前月号記載金額から一部変更で決定されておりますので、再度ご確認をお願い申し上げます。～

10月の労務スケジュール

- 10/1～10/31
労務 9月分の社会保険料の納付
- 10/1～10/10
税務 9月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付
- 税務** 年末調整事務のスケジュールング
配布書類の準備

～ 編集後記～

秋もだいぶ深まりましたね。今年も残り3ヶ月となりました。毎月ニュースレターを書いていて、1ヶ月が本当に短く感じられます。弊所では、年末調整業務の話もチラホラ出てきました。今月から、給与計算を受託しているお客様にお配りする、年末調整関連の書類の準備を始めていきます。

(スタッフ: 菊地)



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

TEL: 03-6328-2239
http://www.kintaikanrikenkvuio.io